



福島医発第1772号(地)

平成22年12月 1日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）が疑われる事例の発生について

平成22年11月29日に島根県安来市の養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）が疑われる事例が発生した件につきまして、福岡県保健医療介護部保健衛生課より情報提供がありましたので別紙のとおりお送りいたします。

今回のウイルスの型は、本日中に確定する予定です。新たな情報が入り次第ご連絡いたします。

なお、農林水産省のプレスリリース中、「家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。」とありますが、これは十分に加熱処理を行った場合であり、感染した家きんや死亡した家きんへの接触、調理、加熱処理が不十分なものを食べることによる感染例は、海外で多くの事例が報告されていることを申し添えます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 権藤秀之
会長 蒲池 壽

島根県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部」の設置について

○本日、島根県の農場の採卵鶏に、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。このため、本日、農林水産省に「高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部」を設置・開催し、今後の対処方針を決定しました。

○当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きん及び卵等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

○現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地： 島根県安来（やすぎ）市

飼養状況： 採卵鶏 （成鶏 2 万羽、育雛 3,300 羽）

2. 経緯

- (1) 本日、島根県は、死亡鶏の通報を受けて農場の立入検査を実施。
- (2) 顕著な死亡率の上昇は認めないが、インフルエンザ簡易検査で 5 羽中 3 羽陽性。
- (3) 同県は当該農場に対し、家きん・卵等の移動の自粛を要請するとともに、追加検査のため採材。
- (4) 家畜保健衛生所で遺伝子検査を実施したところ、H5 亜型であることを確認。
- (5) 今晚、約 30 羽の死亡が確認されたこともあり、現時点で疑似患畜とする。

3. 今後の対応

本日、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、農林水産省に鹿野大臣を本部長とする高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部を設置・開催し、今後の対処方針を以下のとおり決定しました。

1. 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。

(1 / 2)

3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
4. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣。
5. 島根県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣。
6. 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
7. 関係府省と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. その他

(1) 当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きん及び卵等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：伏見、嶋崎

代表：03-3502-8111（内線 4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>